

かった。別な表現をすれば、出産休暇の期間は失われていた。現在では、両親は年金権の取得で利益を得ている。これに対する費用の大部分は、使用者の負担する増額された拠出でカバーされるであろう。賃金の3.2%から3.8%になる拠出の上昇は、1973年改正で規定された疾病手当と歯科医療保険の制度で生ずる費用の増大をカバーするであろう。

新法では、現金疾病給付は両親のうち、10歳未満の病気の子供と家庭に留まる親に対して、1年当たり10日間支払われる。以前では、この休暇に対して、両親のいずれにも現金給付がなんら支払われなかつた。

Cash Maternity Benefits for Parents, Social Security Bulletin, No. 11, 1973, pp. 37~39; No. 28, 74/75.

年金の公的委員会勧告

(イスラエル)

本稿には、包括的な年金制度の採用について提出された提案が取上げられている。

本稿はイスラエルの新しい包括的な年金制度の採用について、大蔵省と労働省に提出された主要な提案を示している。

公的年金委員会は完全な報告と別にその提案を公表する形を選んでおり、完全な報告は調査資料と保険数理的な計算を含んでいるであろう。

提案された制度は老齢、廃疾および遺族の年金を含んでおり、国民保険公社と公認された給付基金の統合された管理機構を基盤とし、次の3段階を経て、採用されることになっていた。

- (a) 法律により全国民に保証されたある統一的年金。
- (b) 法律によって保証され、全賃金取得者に対して「所得の規模」に比例したある段階的年金（「加算年金」と示されている。）
- (c) 主として所得に比例するある補足的な年金。

国民保険公社はまだ保険でカバーされていない人びとの基本年金と補足年金を管理するであろうが、各給付基金はすでに補足年金の被保険者となっている俸給取得者をカバーするであろう。ある新しい法律、つまり、「給付基金法」は将来におけるそれらの基金の機能を規定するであろう。

全国民は基本年金の被保険者となり、加算年金は経済活動人口（俸給取得者、自営業者、キツツの構成員および私的な個別の農業開拓地の居住者）をカバーするであろう。

基本年金の受給資格を取得する年金年齢は、男子が65歳、女子が60歳である。加算年金の受給資格を取得する年齢は、男子が70歳、女子が65歳である。しかし、退職時、もしくは、所得が社会保険法で定めたように減少した場合、その年齢は男子が65歳、女子が60歳になる。

加算年金の計算では、法律は「所得の規模」について概念を規定しており、その規模はこの国の平均賃金の2分の1に等しい金額である。各人の基本年金は次に示す比率で算出した年金の3分の2になるであろう。各人の加算年金は同様にして算出した年金の4分の3になるであろう。また、遺族への加算年金は、国民年金制度を現在規定している基本原則により増額もしくは減額される

であろう。また、遺族への加算年金は、国民年金制度を現在規定している基本原則により増額もしくは減額されるであろう。

基本年金はある 1 「所得単位」の 45.0 % の支給率では支払われる。すべての年金は法律により、平均的な俸給にリンクされるであろう。そのリンクによる調整は毎年 4 月初めを目標に予め計算をして、毎年 1 回実施されることになっている。

退職の延期により、加算年金は延期した 1 年当たり 5.0 % ずつ増額され、その増額は年金の 25.0 % を上限とすることになっている。

経過的な対策として完全年金の形による加算年金は、制度を実施してから 10 年後に支払われる。その 10 年後に、加算年金の 10 % が支払われ、その後、年金の完全な支給率に達するまで、毎年 10 % ずつが増額されるであろう。

提案された制度の仕組みでは、財政の均衡を保つ期間は 20 年と定められている。検討の期間は 5 年まで、支払準備金の規模は 3 年分（これは老齢・遺族給付に対して国民保険が現在保有する準備金に加えた当初の準備金である）とされている。大蔵省は基本年金のために徴収された拠出の 10.0 % の比率で、引き続き財源調達に参加を続けるであろう。

ある被保険者が補足年金に受給資格を取得する場合、この年金は基本年金の 1.7 % に国民年金の加入年数をかけた額を減額されるが、しかし、その減額は基本年金の 60 % 以下とされている。

Recommendations of the Public Commission on Pensions, Labour and National Insurance (in Hebrew and English),

No. 8, August 1971, pp. 323~332; No. 42, 72/73.

母親手当の人的資源に与える影響の抽出調査の結果

M. Hroá (チェコスロヴァキア)

本稿には、母親手当の与える影響にかんする調査結果が示されている。

本稿は 1969 年の法律 154 号で採用された母親手当が、人的資源の開発に与える影響について評価したある抽出調査計画の結果を要約したものである。その調査は 1970 年 12 月 31 日現在で、国民経済の 10 部門にわたって行なわれた。

第 2 子の出産時に、経済活動に従事する母親に行なわれる特殊な母親手当の支払いを定めた法律は、1970 年 7 月 1 日から施行された。500 コルナの給付は、正常な出産給付を受給し尽してしまい、かつ、満 1 歳の誕生日まで乳幼児を世話するために家庭に留まる母親に支払われた。その考えは、母親が雇用の場に戻る代りに適切に子供を世話するのであれば、第 2 子を世話するために補償を支払うということであった。

雇用される代りに子供の世話を優先させた母親の人数は次第に増加し、1970 年末には、予想された 27,000 人の代りに、約 30,000 人に達した。1971 年の中頃では、その数は 31,300 人に増え、それは女子の経済活動人口の約 1.3 % に当っている。